



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 SEPTEMBER / 181号

★ 発明の進歩性 —技術の転用の容易想到性— ★

1. 事案

被告は、特許第5010703号「帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置」（以下、本件特許）の発明の特許権者です。原告は、特許庁に対し、本件特許の全請求項について進歩性欠如により無効にすることを求めて審判の請求（無効2012-800192号）をしました。しかし特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をしました。これに対して、原告が本件審決取消訴訟（平成26年（行ケ）第10259号）を提起したところ、裁判所は、相違点の容易想到性を肯定し、審決を取り消す旨の判決を下しました。

2. 本件発明

「水を静電霧化して、ナノメートルサイズの帯電微粒子水を生成し、この帯電微粒子水を食品収納庫内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とエチレンガスを反応させ、二酸化炭素と水に分解することを特徴とする帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法。」

3. 本件発明と引用例（甲1）との比較

(1) 一致点は、「水を静電霧化して、ナノメートルサイズの帯電微粒子水を生成し、この帯電微粒子水を空気中に浮遊させる方法」である点です。

(2) 相違点は、(i) 本件特許発明が「食品収納庫内」の空気を対象とするものであるのに対し、甲1発明は「室内」の空気を対象とする点、および、(ii) 本件特許発明が「エチレンガス」の除去方法であるのに対し、甲1発明は「アセトアルデヒド」の除去方法である点、の2点です。

4. 審決

審決は、上記相違点は容易想到とはいえないと判断しました。

「甲1発明は、室内の空間臭気、付着臭気を消臭する空気清浄機への適用に関するものであり、食品収納庫内への適用に関するものではないし、甲1には、食品収納庫内へ適用することを示唆する記載もない。また、甲1には、エチレンガスを分解することについても記載はなく、それを示唆する記載もない。」

5. 判決

裁判所は、副引用例（甲2～5）および審決取消訴訟で追加された文献（甲20～25）の記載内容を認定したうえで、上記相違点が容易想到であったと判断しました。

「『活性種を利用した空気清浄技術』という共通の技術分野において、同一の活性種の発生方法（発生装置）を、空気清浄機や食品収納庫やエアコンや加湿器等の異なる機器の間で転用したり、脱臭や除菌やエチレンガスの分解等の異なる目的の用途に利用したりすることは、原出願時において、当業者において通常に行われていた技術常識である。」

6. 感想

一般的に、特許庁では技術分野の同一性を広くとらえ、技術の転用を容易と判断する傾向があるのに対して、裁判所は技術分野の同一性を狭くとらえる傾向があるようです。本件はその逆のケースですので、新しい傾向を示すものとなるのかもしれませんが。